

小田原市地産再エネ事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力地産地消プラットフォームにおいて、市内の再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）を所有する発電者から地産再エネ電力を買取りエリアエネルギーマネジメント事業者に売電する事業者を地産再エネ集約事業者として、エリアエネルギーマネジメント事業者から地産再エネ電力を買取り市内の電力需要家に売電する小売電気事業者を地産再エネ供給事業者として登録し、再生可能エネルギー由来電力の地産地消の促進を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電力地産地消プラットフォーム 小田原市脱炭素先行地域計画（市及び東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社が共同提案し、令和4年11月1日に環境省から選定された脱炭素先行地域計画をいう。）に基づき、市内で電力地産地消を行う仕組みの構築及び市内において将来的に発生する見込みである太陽光発電の出力制御の軽減を目的として、地産再エネ電力を取引するとともに、将来導入予定である市内の調整力を制御して電力の需要と供給を調整する機能を有するプラットフォームをいう。
- (2) AEM事業者 電力地産地消プラットフォームにおいて、エリアエネルギーマネジメントシステムの構築及び運営を行うエリアエネルギーマネジメント事業者をいう。
- (3) 地産再エネ電力 市内の再エネ発電設備によって発電された電力（再エネ発電設備を設置した敷地内の電力需要家が消費しきれずに系統に逆潮流する余剰電力を含む。）であって、AEM事業者を経由（地産再エネ集約事業者によって集約された後、経由したものを含む。）して市内の電力需要家に地産再エネ供給事業者から売電される環境価値と電気が一体となったものをいう。

(地産再エネ集約事業者の取組)

第3条 地産再エネ集約事業者は、次の取組を行うものとする。

- (1) 市内における再エネ発電設備の導入を積極的に促進すること。
- (2) 市内に再エネ発電設備の導入を検討する者への導入支援（問合せ対応、本登録制

度の説明、依頼に応じた再エネ発電設備の設置に係る現地調査、見積書の作成、アグリゲーションを行うための設定支援等）を行うこと。

- (3) 市内に再エネ発電設備を設置し電力地産地消プラットフォームに地産再エネ電力を供給する発電者とアグリゲーションサービス契約（地産再エネ電力の売買並びに発電量及び売電量のデータ取得に関する契約をいう。第5号において同じ。）を締結すること。
- (4) 再エネ発電設備の系統連系に係る申請の状況及び申請に必要な情報を把握すること。
- (5) アグリゲーションサービス契約に基づく複数の発電者から地産再エネ電力を集約し、AEM事業者に対し、小田原市エリアエネルギーマネジメント事業取扱要領（令和6年9月30日制定）により売電すること。
- (6) 再エネ大量導入下において能動的に地産地消に取り組むことが電力系統に与える正の影響を東京電力パワーグリッド株式会社がAEM事業者と連携し評価するため、同社に対する発電データの提供に協力すること。
- (7) プロジェクト管理支援事業者（小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託を受託した者をいう。）によるヒアリング、アンケート等に協力すること。

（地産再エネ集約事業者の登録要件）

第4条 地産再エネ集約事業者の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の取組を年間5件以上実施する体制を有すること。
- (2) 前条各号の取組を実施する部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。
- (3) 過去5年間に於いて、次の事業のいずれかを行った経験（当該事業において使用される再エネ発電設備の規模が10kW以上の場合は、契約又は受注段階のものを含む。）があること。

ア 企業又は自治体に対する再エネ発電によるPPA事業（5件以上）

イ 企業又は自治体に対する再エネ発電設備のリース事業（5件以上）

ウ 企業又は自治体が所有する施設又は土地等における、再エネ発電設備の設置及び維持管理事業（5件以上）

エ 複数の発電者と電力会社との間にアグリゲーターとして入り、電力を束ねて供

給する事業

- (4) 前条各号の取組を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 重大な法令違反がないこと。

（地産再エネ供給事業者の取組）

第5条 地産再エネ供給事業者は、次の取組を行うものとする。

- (1) 市内の電力需要家で地産再エネ電力の使用を検討する者への導入支援（問合せ対応、本登録制度の説明、見積書の作成等）を行うこと。
- (2) AEM事業者及び市内の電力需要家と契約を締結し、AEM事業者から供給される地産再エネ電力を同時同量で市内の電力需要家に供給すること。その際、小田原市脱炭素先行地域計画に定められた脱炭素先行地域内需要家を優先すること。
- (3) プロジェクト管理支援事業者（小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託を受託した者をいう。）によるヒアリング、アンケート等に協力すること。

（地産再エネ供給事業者の登録要件）

第6条 地産再エネ供給事業者の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号の取組を実施する部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。
- (2) 小売電気事業者として国から登録を受けていること。
- (3) 前条各号の取組を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 重大な法令違反がないこと。

（登録申請）

第7条 地産再エネ集約事業者の登録を受けようとする者は、小田原市地産再エネ集約事業者登録申請書（様式第1号）に過去5年間に於いて第4条第3号の事業を行ったことを証する書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 地産再エネ供給事業者の登録を受けようとする者は、小田原市地産再エネ供給事業者登録申請書（様式第2号）に前条第2号の登録を証する書類を添えて、市長に申請するものとする。

（登録可否の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録要件を満たすと認められる場合は、地産再エネ集約事業者又は地産再エネ供給事業者として登録するものとする。

- 2 前項の審査の結果は、小田原市地産再エネ集約事業者登録（不登録）決定通知書（様式第3号）又は小田原市地産再エネ供給事業者登録（不登録）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第9条 地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者は、第7条の規定により申請した登録内容に変更が生じた場合は、小田原市地産再エネ集約事業者登録内容変更届（様式第5号）又は小田原市地産再エネ供給事業者登録内容変更届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の変更届が提出された場合にあっては、市ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

（登録の取消）

第10条 市長は、地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第4条又は第6条の登録要件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 発電事業を廃止したことが確認されたとき。
- (4) 登録の辞退について申出があったとき。

（登録期間）

第11条 地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者の登録期間は、登録の時期にかかわらず令和13年3月末日までとする。

（支援）

第12条 市長は、登録内容のうち地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者から公表を承諾された情報について周知を行う。

- 2 地産再エネ集約事業者は、小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システムを利用することができる。

(ロゴマークの使用)

第 1 3 条 市長は、地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者に対し、別記に定める小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク（以下この条において「ロゴマーク」という。）を使用させることができる。

- 2 ロゴマークは、登録内容に基づき、地産再エネ集約事業者又は地産再エネ供給事業者の事業内容を周知する目的にのみ使用させることができる。

- 3 地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者は、ロゴマークの使用に当たっては、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドライン（令和 4 年 1 1 月 1 日環境省制定）を遵守しなければならない。

- 4 市長は、地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者が、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドラインに反した使用を行った場合は、その使用を停止させることができる。

(報告)

第 1 4 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、地産再エネ集約事業者又は地産再エネ供給事業者に対し、第 3 条又は第 5 条の取組の状況について報告を求めることができる。

(守秘義務)

第 1 5 条 地産再エネ集約事業者及び地産再エネ供給事業者は、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を、本事業の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。地産再エネ集約事業者又は地産再エネ供給事業者でなくなった後も同様とする。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、地産再エネ集約事業者又は地産再エネ供給事業者の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和 6 年 9 月 3 0 日）

この要綱は、令和 6 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 9 日）

(施行期日)

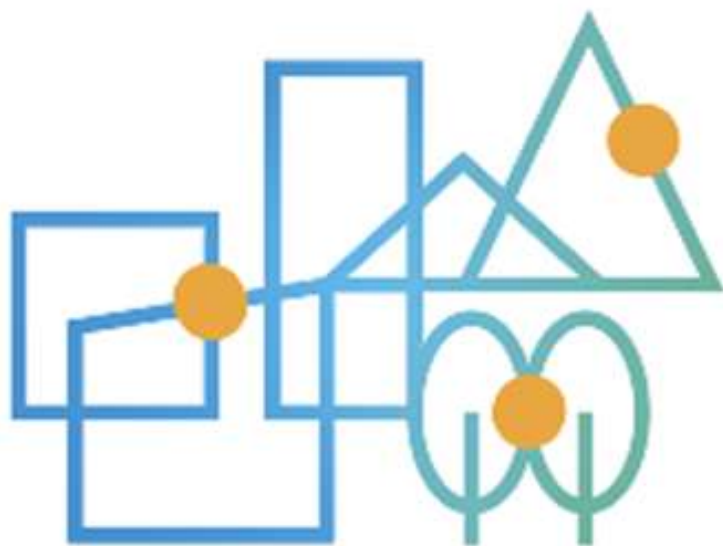
- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 2 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の地産地消再エネ事業者については、第8条の規定により登録された地産再エネ集約事業者とみなす。

別記（第 13 条関係）

小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク



脱炭素先行地域

神奈川県小田原市

様式第 1 号（第 7 条関係）

小田原市地産再エネ集約事業者登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

担 当 部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

小田原市地産再エネ事業者登録要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

1 再エネ発電設備の導入計画

年 度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
導入計画数					

2 過去 5 年間の実績

番号	契約年月日	契約種類	状 況	発電規模（kW）	契約相手方
1					
2					
3					
4					
5					

※ 契約種類は、P P A、リース、設置、維持管理、アグリゲーターのいずれかを記載すること。

※ 状況は、選定、契約、受注、完了のいずれかを記載すること。

※ 上記の実績を証する書類を添付すること。

3 小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク使用媒体

4 登録要件を満たす自己申告

- ☐ 第4条各号の取組を実施する部署において、情報セキュリティ対策を実施しています。
- ☐ 第4条各号の取組を確実に遂行するために必要な経営基盤を有しています。

様式第2号（第7条関係）

小田原市地産再エネ供給事業者登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

担 当 部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

小田原市地産再エネ事業者登録要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 小売電気事業者登録

年 月 日付け 号

※ 小売電気事業者として国から登録を受けていることが確認できる書類の写しを添付すること。

2 小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク使用媒体

3 登録要件を満たす自己申告

☐ 第5条各号の取組を実施する部署において、情報セキュリティ対策を実施しています。

☐ 第5条各号の取組を確実に遂行するために必要な経営基盤を有しています。

様式第 3 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

小田原市地産再エネ集約事業者登録（不登録）決定通知書

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のありました小田原市地産再エネ集約事業者の登録について、小田原市地産再エネ事業者登録要綱第 8 条の規定により、申請内容を審査し、登録（不登録）したことを通知します。

（不登録の理由）

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

小田原市地産再エネ供給事業者登録（不登録）決定通知書

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のありました小田原市地産再エネ供給事業者の登録について、小田原市地産再エネ事業者登録要綱第8条の規定により、申請内容を審査し、登録（不登録）したことを通知します。

（不登録の理由）

様式第 5 号（第 9 条関係）

小田原市地産再エネ集約事業者登録内容変更届

年 月 日

小田原市長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

年 月 日付けで登録を受けた事項について、小田原市地産再エネ事業者登録要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

担当者連絡先	部署
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

様式第 6 号（第 9 条関係）

小田原市地産再エネ供給事業者登録内容変更届

年 月 日

小田原市長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

年 月 日付けで登録を受けた事項について、小田原市地産再エネ事業者登録要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

担当者連絡先	部署
	氏名
	電話番号
	メールアドレス